

議会運営委員会の概要

1 発言通告及び質問要旨について

- ・議事調査課長から、資料「発言通告及び質問要旨」のとおり通告書の提出があった旨の説明があり、了承された。

2 議事日程第2号、第3号、第4号及び第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により2月26日、28日、29日及び3月1日の議事日程の説明があり、了承された。

3 予算特別委員会の質疑者について

- ・議事調査課長から、資料「予算特別委員会の質疑者一覧表」のとおり連絡があった旨の報告があり、了承された。

4 山形県議会定数等検討委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「山形県議会定数等検討委員会の開催について（案）」により説明があり、了承された。

5 その他

(1) 山形県議会女性・若者参画推進会議の検討結果報告書について

- ・森田議長から、2月21日に、女性・若者参画推進会議委員から、検討結果の報告があった旨の発言があった。
- ・議長からは、あわせて、①報告書には、i) 議事堂内に保育スペースを整備すること、ii) 会議規則における議員の欠席事由に育児、介護、産前産後期間を明示すること、iii) 議員の旧姓や通称の使用に係る規定を整備すること、等の提言がなされており、各所での対応をよろしくお願ひしたい旨、②「オンライン本会議の実現及び女性議員の表決権等の確保について」及び「主権者教育の一層の推進について」の2件について、2月定例会中に意見書を発議したいとのことであり、よろしくお願ひしたい旨、の発言があった。

6 次回議運開催日時

- ・ 3月8日（金）午前10時と決定した。

7 本日の開議時刻

- ・ 本日の本会議の開議時刻は、議会運営委員会終了後直ちにと決定された。

8 2月28日（水）、29日（木）及び3月1日（金）の開議時刻

- ・ 2月28日、29日及び3月1日の本会議の開議時刻は午前10時と決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年2月26日（月）

午前 10 時

- 1 発言通告及び質問要旨について
- 2 議事日程第2号、第3号、第4号及び第5号について
- 3 予算特別委員会の質疑者について
- 4 山形県議会定数等検討委員会の開催について
- 5 その他
- 6 次回議運開催日時
3月8日（金）午前10時
- 7 本日の開議時刻
- 8 2月28日（水）、29日（木）及び3月1日（金）の開議時刻

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

令和6年2月定例会 代表質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
2.28 (水)	1	30	渋間 佳寿美	1 知事の公約・政策を踏まえた今後の施策展開について 2 安全保障全般について	知事 健康福祉部長 観光文化スポーツ部長 知事 農林水産部長
	2	24	青木 彰 榮	1 令和6年度当初予算に関する知事の所感について 2 人口減少への対応について 3 県立病院の今後の経営の強化について 4 私学における多様な教育の場の確保と支援の拡充について 5 母なる川「最上川」について 6 「山形県道路中期計画2028」の後期5か年計画の取組みについて	知事 知事 病院事業管理者 総務部長 農林水産部長 県土整備部長 県土整備部長

発言通告及び質問要旨

令和6年2月定例会 一般質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
2.29 (木)	1	7	阿 部 恭 平	1 医療提供体制の充実について	病院事業管理者 健康福祉部長
				2 県立高校の魅力化の推進について	教育長
				3 若者の活躍について	しあわせ子育て応援 部長
	2	2	齋藤 俊一郎	1 本県産業の発展に向けた県内中小企業・小規模事業者への支援について	副知事 産業労働部長
				2 企業局電気事業の新たな売電先の選定状況と期待される効果について	企業管理者
				3 サイバー空間における脅威への対処について	警察本部長
				4 さくらんぼを核とした県産フルーツの情報発信力の強化について	農林水産部長
				5 災害に強い県づくりについて	知事 防災くらし安心部長 健康福祉部長
	3	8	鈴木 学	1 少子化克服に向けた今後の方策について	知事
2 外国人材の定着に向けた取組みについて				みらい企画創造部長	
3 障がい者雇用について				産業労働部長	
4 自転車の活用推進について				県土整備部長	
5 自転車の交通安全対策について				防災くらし安心部長	
6 消防団の加入、活動への理解促進について				防災くらし安心部長	

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

令和6年2月定例会 一般質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
3.1 (金)	1	16	佐藤文一	1 能登半島地震を踏まえた今後の対応について 2 山形県の水道事業について 3 こども計画の策定に向けた課題認識と市町村との連携について 4 長期的な農地・農業用施設の機能確保について 5 外国人材の受入れ拡大について	知事 防災くらし安心部長 企業管理者 防災くらし安心部長 しあわせ子育て応援部長 農林水産部長 みらい企画創造部長
	2	6	江口暢子	1 東北公益文科大学の公立化について 2 飛島振興について 3 命を守る防災・減災対策について 4 安心して子どもを産み育てるための産後ケアについて 5 困難な問題を抱える女性への支援について 6 受動喫煙から子どもを守るための取組みの強化について	総務部長 みらい企画創造部長 防災くらし安心部長 しあわせ子育て応援部長 しあわせ子育て応援部長 健康福祉部長
	3	20	相田光照	1 4期目の知事の退職手当について 2 次期障がい者計画の推進の考え方と工賃向上の取組みについて 3 県内にある各大学の特性を活かせる企業誘致について 4 県の空き家対策について 5 県産フルーツの情報発信事業について	知事 健康福祉部長 産業労働部長 県土整備部長 農林水産部長

会 議 順 序 表

[議事日程第2号]

令和6年2月26日(月)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>○ 議会運営委員会 (議事日程第2号・第3号・第4号・第5号、その他)</p>	
2	<p style="text-align: center;">< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第1号から議第26号までの26件)</p> <p>○ 常任委員長報告</p> <p style="margin-left: 20px;">文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長</p> <p>○ 採決 (議第1号から議第26号までの26議案)</p> <p style="text-align: center;">< 散 会 ></p>	簡 易

会 議 順 序 表

[議事日程第3号]

令和6年2月28日(水)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第27号から議第90号までの64件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問(代表質問)</p> <p>30番 渋 間 佳寿美 議員</p> <p>24番 青 木 彰 榮 議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

会 議 順 序 表

[議事日程第4号]

令和6年2月29日(木)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第27号から議第90号までの64件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問</p> <p>7番 阿 部 恭 平 議員 2番 齋 藤 俊一郎 議員 8番 鈴 木 学 議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和6年3月1日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第27号から議第90号までの64件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問</p> <p>16番 佐藤文一議員 6番 江口暢子議員 20番 相田光照議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

議 事 日 程 (第 2 号)

令和6年2月26日(月) 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | 議第1号 | 令和5年度山形県一般会計補正予算(第7号) |
| 第 2 | 議第2号 | 令和5年度山形県公債管理特別会計補正予算(第1号) |
| 第 3 | 議第3号 | 令和5年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算(第1号) |
| 第 4 | 議第4号 | 令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号) |
| 第 5 | 議第5号 | 令和5年度山形県国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 第 6 | 議第6号 | 令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号) |
| 第 7 | 議第7号 | 令和5年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第2号) |
| 第 8 | 議第8号 | 令和5年度山形県農業改良資金特別会計補正予算(第1号) |
| 第 9 | 議第9号 | 令和5年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号) |
| 第 10 | 議第10号 | 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) |
| 第 11 | 議第11号 | 令和5年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 第 12 | 議第12号 | 令和5年度山形県電気事業会計補正予算(第3号) |
| 第 13 | 議第13号 | 令和5年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第2号) |
| 第 14 | 議第14号 | 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算(第1号) |
| 第 15 | 議第15号 | 令和5年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第3号) |
| 第 16 | 議第16号 | 令和5年度山形県病院事業会計補正予算(第4号) |
| 第 17 | 議第17号 | 山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 18 | 議第18号 | 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第19号 | 山形県公立学校情報機器整備基金条例の設定について |
| 第 20 | 議第20号 | 漁港事業に要する費用の一部負担について |
| 第 21 | 議第21号 | 防災減災事業に要する費用の一部負担について |
| 第 22 | 議第22号 | 緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部負担について |
| 第 23 | 議第23号 | 道路事業(単独)に要する費用の一部負担について |
| 第 24 | 議第24号 | 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について |
| 第 25 | 議第25号 | 山形県観光情報センターの指定管理者の指定について |
| 第 26 | 議第26号 | 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて |

議 事 日 程 （ 第 3 号 ）

令和6年2月28日（水） 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | 議第27号 | 令和6年度山形県一般会計予算 |
| 第 2 | 議第28号 | 令和6年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第 3 | 議第29号 | 令和6年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第 4 | 議第30号 | 令和6年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第 5 | 議第31号 | 令和6年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議第32号 | 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第 7 | 議第33号 | 令和6年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議第34号 | 令和6年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第 9 | 議第35号 | 令和6年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第 10 | 議第36号 | 令和6年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第 11 | 議第37号 | 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議第38号 | 令和6年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第 13 | 議第39号 | 令和6年度山形県電気事業会計予算 |
| 第 14 | 議第40号 | 令和6年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議第41号 | 令和6年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第 16 | 議第42号 | 令和6年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第 17 | 議第43号 | 令和6年度山形県病院事業会計予算 |
| 第 18 | 議第44号 | 山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第45号 | 山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 20 | 議第46号 | 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第47号 | 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第48号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第49号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第50号 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 25 | 議第51号 | 山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例の設定について |
| 第 26 | 議第52号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 27 | 議第53号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 議第54号 | 山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 29 | 議第55号 | 山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第 30 | 議第56号 | 山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 31 | 議第57号 | 山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の設定について |
| 第 32 | 議第58号 | 医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 33 | 議第59号 | 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 34 議第60号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 35 議第61号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 36 議第62号 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 37 議第63号 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第64号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議第65号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 40 議第66号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 41 議第67号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第68号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第69号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 44 議第70号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第71号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 46 議第72号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第73号 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第74号 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第75号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第76号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第77号 山形県水産振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第78号 山形県東北農林専門職大学基金条例の設定について
- 第 53 議第79号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 54 議第80号 山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の設定について
- 第 55 議第81号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 56 議第82号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 57 議第83号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 議第84号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 59 議第85号 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 60 議第86号 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 61 議第87号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第 62 議第88号 一般国道112号山形中山道路工事用地の処分について
- 第 63 議第89号 包括外部監査契約の締結について
- 第 64 議第90号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の認可について
- 第 65 県政一般に関する質問

議 事 日 程 (第 4 号)

令和6年2月29日(木) 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | 議第27号 | 令和6年度山形県一般会計予算 |
| 第 2 | 議第28号 | 令和6年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第 3 | 議第29号 | 令和6年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第 4 | 議第30号 | 令和6年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第 5 | 議第31号 | 令和6年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議第32号 | 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第 7 | 議第33号 | 令和6年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議第34号 | 令和6年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第 9 | 議第35号 | 令和6年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第 10 | 議第36号 | 令和6年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第 11 | 議第37号 | 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議第38号 | 令和6年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第 13 | 議第39号 | 令和6年度山形県電気事業会計予算 |
| 第 14 | 議第40号 | 令和6年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議第41号 | 令和6年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第 16 | 議第42号 | 令和6年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第 17 | 議第43号 | 令和6年度山形県病院事業会計予算 |
| 第 18 | 議第44号 | 山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第45号 | 山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 20 | 議第46号 | 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第47号 | 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第48号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第49号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第50号 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 25 | 議第51号 | 山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例の設定について |
| 第 26 | 議第52号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 27 | 議第53号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 議第54号 | 山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 29 | 議第55号 | 山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第 30 | 議第56号 | 山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 31 | 議第57号 | 山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の設定について |
| 第 32 | 議第58号 | 医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 33 | 議第59号 | 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 34 議第60号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 35 議第61号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 36 議第62号 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 37 議第63号 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第64号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議第65号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 40 議第66号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 41 議第67号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第68号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第69号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 44 議第70号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第71号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 46 議第72号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第73号 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第74号 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第75号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第76号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第77号 山形県水産振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第78号 山形県東北農林専門職大学基金条例の設定について
- 第 53 議第79号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 54 議第80号 山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の設定について
- 第 55 議第81号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 56 議第82号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 57 議第83号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 議第84号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 59 議第85号 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 60 議第86号 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 61 議第87号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第 62 議第88号 一般国道112号山形中山道路工事用地の処分について
- 第 63 議第89号 包括外部監査契約の締結について
- 第 64 議第90号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の認可について
- 第 65 県政一般に関する質問

議 事 日 程 (第 5 号)

令和6年3月1日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | 議第27号 | 令和6年度山形県一般会計予算 |
| 第 2 | 議第28号 | 令和6年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第 3 | 議第29号 | 令和6年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第 4 | 議第30号 | 令和6年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第 5 | 議第31号 | 令和6年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議第32号 | 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第 7 | 議第33号 | 令和6年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議第34号 | 令和6年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第 9 | 議第35号 | 令和6年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第 10 | 議第36号 | 令和6年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第 11 | 議第37号 | 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議第38号 | 令和6年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第 13 | 議第39号 | 令和6年度山形県電気事業会計予算 |
| 第 14 | 議第40号 | 令和6年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議第41号 | 令和6年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第 16 | 議第42号 | 令和6年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第 17 | 議第43号 | 令和6年度山形県病院事業会計予算 |
| 第 18 | 議第44号 | 山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第45号 | 山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 20 | 議第46号 | 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第47号 | 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第48号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第49号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第50号 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 25 | 議第51号 | 山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例の設定について |
| 第 26 | 議第52号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 27 | 議第53号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 議第54号 | 山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 29 | 議第55号 | 山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第 30 | 議第56号 | 山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 31 | 議第57号 | 山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の設定について |
| 第 32 | 議第58号 | 医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 33 | 議第59号 | 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 34 議第60号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 35 議第61号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 36 議第62号 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 37 議第63号 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第64号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議第65号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 40 議第66号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 41 議第67号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第68号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第69号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 44 議第70号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第71号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 46 議第72号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第73号 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第74号 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第75号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第76号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第77号 山形県水産振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第78号 山形県東北農林専門職大学基金条例の設定について
- 第 53 議第79号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 54 議第80号 山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の設定について
- 第 55 議第81号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 56 議第82号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 57 議第83号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 議第84号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 59 議第85号 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 60 議第86号 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 61 議第87号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第 62 議第88号 一般国道112号山形中山道路工事用地の処分について
- 第 63 議第89号 包括外部監査契約の締結について
- 第 64 議第90号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の認可について
- 第 65 県政一般に関する質問

予算特別委員会の質疑者一覧表

令和6年2月定例会

月 日	質 疑 者 (質疑順)
3月5日 (火)	自由民主党 相 田 日出夫 委員
	県政クラブ 松 井 愛 委員
	自由民主党 佐 藤 正 胤 委員
3月6日 (水)	自由民主党 加 賀 正 和 委員
	県政クラブ 石 川 正 志 委員
	自由民主党 榎 津 博 士 委員
3月7日 (木)	県政クラブ 梅 津 庸 成 委員
	自由民主党 奥 山 誠 治 委員

【備考】 質疑時間：60分（答弁含む）

山形県議会定数等検討委員会の開催について（案）

1 開催日時

令和6年2月28日（水） 代表質問終了後

（午後1時30分目途）

2 場所

議会運営委員会室

3 調査事件

山形県議会議員の定数及び選挙区等について

月日	曜	本会	議	時	刻	委員	会	等
二・二十	火	開会 令和五年度議案及び令和六年度議案上程 知事説明、令和五年度議案各常任委員会付託	議	午前	十時	議	運	委員
二十	水	休会（議案調査）	議	午前	十時	議	運	委員
二十一	木	休会	議	午前	十時	議	運	委員
二十二	金	休会（天皇誕生日）	議	午前	十時	議	運	委員
二十三	土	休会	議	午前	十時	議	運	委員
二十四	日	休会	議	午前	十時	議	運	委員
二十五	月	各常任委員長報告、採決	議	午前	十時	議	運	委員
二十六	火	休会（議案調査）	議	午前	十時	議	運	委員
二十七	水	質疑及び一般質問（代表質問）	議	午前	十時	議	運	委員
二十八	木	質疑及び一般質問	議	午前	十時	議	運	委員
二十九	金	質疑及び一般質問	議	午前	十時	議	運	委員
三・一	土	休会	議	午前	十時	議	運	委員
二	日	休会（議案調査）	議	午前	十時	議	運	委員
三	月	休会（議案調査）	議	午前	十時	議	運	委員
四	火	休会	議	午前	十時	議	運	委員
五	水	休会	議	午前	十時	議	運	委員
六	木	休会	議	午前	十時	議	運	委員
七	金	予算特別委員長報告 令和六年度議案・請願各常任委員会付託	議	午前	十時	議	運	委員
八	土	休会	議	午前	十時	議	運	委員
九	日	休会	議	午前	十時	議	運	委員
十	月	休会	議	午前	十時	議	運	委員
十一	火	休会	議	午前	十時	議	運	委員
十二	水	休会	議	午前	十時	議	運	委員
十三	木	休会	議	午前	十時	議	運	委員
十四	金	各常任委員長報告、採決、繰越明許費議案上程 知事説明、関係常任委員会付託	議	午前	十時	議	運	委員
十五	土	休会	議	午前	十時	議	運	委員
十六	日	休会	議	午前	十時	議	運	委員
十七	月	関係常任委員長報告、採決 各特別委員長報告	議	午前	十時	議	運	委員
十八	火	委員会所属変更、閉会	議	午前	十時	議	運	委員
十九	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十一	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十二	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十三	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十四	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十五	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十六	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十七	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十八	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
二十九	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十一	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十二	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十三	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十四	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十五	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十六	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十七	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十八	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
三十九	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十一	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十二	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十三	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十四	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十五	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十六	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十七	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十八	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
四十九	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十一	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十二	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十三	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十四	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十五	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十六	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十七	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十八	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
五十九	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十一	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十二	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十三	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十四	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十五	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十六	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十七	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十八	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
六十九	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十一	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十二	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十三	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十四	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十五	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十六	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十七	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十八	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
七十九	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十一	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十二	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十三	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十四	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十五	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十六	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十七	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十八	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
八十九	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十一	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十二	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十三	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十四	月	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十五	火	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十六	水	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十七	木	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十八	金	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
九十九	土	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員
百	日	予算委員終了後	議	午前	十時	議	運	委員

山形県議会女性・若者参画推進会議

検討結果報告書

令和6年2月21日

山形県議会女性・若者参画推進会議

— 目 次 —

—報告にあたって—	1
1 検討の経過	2
(1) 会議の開催状況	2
(2) 委員外の女性・若者議員との意見交換の概要	4
(3) 他県議会の先進事例の調査（現地調査）の概要	5
2 女性・若者参画推進の実現に向けた提言	7
(1) 広報・広聴事業等の充実	7
① 県民との意見交換の対象拡大、若い世代の意見・要望の吸い上げ	7
② 県議会に対する理解を深めるための来訪機会の創出	7
③ 議会活動の発信	7
(2) 施設の受入環境及び女性議員等の活躍・参画推進に向けた環境の整備	8
① 保育スペース等の確保	8
② 議会に来ることが困難な場合のリモートの活用	8
③ 女性議員等の活躍推進に向けた環境整備	8
④ 主権者としての意識向上による政治への参画推進	8
(3) 議員活動における配慮	9
① 議員の欠席に関する規定の整備	9
② 議員の旧姓又は通称使用の規定の整備	9
③ ハラスメント対策	9
④ 現地調査における柔軟な対応	9
3 その他	10

【参考資料】

・山形県議会女性・若者参画推進会議委員名簿【別添1】	11
・保育スペース整備に係る子育て支援団体からの聞き取り【別添2】	12
・国への提案〔意見書の概要〕【別添3】	13
・山形県議会会議規則の一部改正（案）新旧対照表【別添4】	15
・山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱（案）【別添5】	16

—報告にあたって—

本会議は、先の県議会議員一般選挙における県内投票率が過去最低となり減少傾向に歯止めがかからない状況にあること、また、全国的に地方議会議員のなり手不足や若年層の低投票率が課題とされていることなどを背景として、令和5年7月10日に設置されたものである。

本会議の目的としては、女性や若者を中心に県民の県議会への関心を喚起するとともに、参画（傍聴、投票、立候補）を促していくための県議会としての取組みを検討するものであり、7月10日に第1回目の会議を開催して以来、会議を10回開催し検討を進めてきた。

この間、会議における協議だけでなく、委員外の女性・若者議員との意見交換や他県議会の先進事例の調査を行い、検討の充実を図った。また、保育スペースの新たな整備に係る提言に当たっては、子育て支援団体からの聞き取りを踏まえたうえで検討を重ねてきた。

本報告書においては、「広報・広聴事業等の充実」、「施設の受入環境及び女性議員等の活躍・参画推進に向けた環境の整備」、「議員活動における配慮」の提言項目を設けそれぞれの取組みの方向性を示すとともに、提言とする項目以外の意見も含めて、取りまとめたところである。

女性や若者の県議会への参画推進の実現に向けては、会議における検討を経て作成された本報告書の内容を踏まえ、可能なところから速やかに取組みを進めることを求めるものである。

山形県議会女性・若者参画推進会議

座 長 榎津 博士

1 検討の経過

会議においては以下のとおり10回にわたり会議を開催し協議・検討するとともに、委員外の女性・若者議員との意見交換や、他県議会の先進事例の調査を行った。

(1) 会議の開催状況

① 第1回会議

- ◆ 開催年月日
令和5年7月10日(月)
- ◆ 協議事項
 - ・ 正副座長の互選について
 - ・ 会議における協議スケジュールについて

② 第2回会議

- ◆ 開催年月日
令和5年8月22日(火)
- ◆ 協議事項
 - ・ 傍聴、投票、立候補の状況について
 - ・ 身近な県議会に向けた取組状況について
 - ・ 今後の検討課題について

③ 第3回会議

- ◆ 開催年月日
令和5年9月22日(金)
- ◆ 協議事項
 - ・ 委員外の女性・若者議員との意見交換について

④ 第4回会議

- ◆ 開催年月日
令和5年10月4日(水)
- ◆ 協議事項
 - ・ 第2回会議及び第3回会議における主な意見について
 - ・ 検討課題について
※保育スペース関係及び規定の整備関係について協議

⑤ 第5回会議

- ◆ 開催年月日
令和5年11月7日(火)
- ◆ 協議事項
 - ・ 保育スペース整備に係る子育て支援団体からの聞き取りについて
 - ・ 検討課題の整理について※広報・広聴事業等の充実に係る現状・課題・対応案について協議

⑥ 第6回会議

- ◆ 開催年月日
令和5年12月7日(木)
- ◆ 協議事項
 - ・ 検討課題の整理について※施設等の受入環境の整備、議員活動における配慮に係る現状・課題・対応案について協議

⑦ 第7回会議

- ◆ 開催年月日
令和5年12月18日(月)
- ◆ 協議事項
 - ・ 旧姓等使用取扱要綱(案)について
 - ・ 検討結果報告書骨子(案)について
 - ・ 意見書の項目(案)について

⑧ 第8回会議

- ◆ 開催年月日
令和6年1月22日(月)
- ◆ 協議事項
 - ・ 検討結果報告書(案)について
 - ・ 意見書(案)について

⑨ 第9回会議

- ◆ 開催年月日
令和6年2月20日(火)
- ◆ 協議事項
 - ・ 検討結果報告書(案)について

⑩ 第10回会議

- ◆ 開催年月日
令和6年2月21日（水）
- ◆ 協議事項
 - ・ 議長への報告について
 - ・ 会議の終了について

(2) 委員外の女性・若者議員との意見交換の概要

9月22日（金）に委員外の女性議員及び若手男性議員の参加を得て、議員になる又は議員として活動するに当たっての、女性・若者参画に係る所感について、また、検討課題に対する考えについて、意見交換を行った。

意見交換では、SNS等の若者の視点を踏まえた議会活動の発信の必要性、若い世代からの意見・要望を聞く手法、議会に来ることが困難な場合のリモートの活用、ハラスメント対策等、様々な意見が出された。

当該意見を踏まえ、検討課題の協議をさらに深めていった。



【委員外の女性・若者議員との意見交換の状況】

委員外議員参加者

石川 渉	議員	(日本共産党山形県議団)
齋藤 俊一郎	議員	(県政クラブ)
橋本 彩子	議員	(県政クラブ)
松井 愛	議員	(県政クラブ)
石塚 慶	議員	(自由民主党)
阿部 ひとみ	議員	(県政クラブ)
矢吹 栄修	議員	(自由民主党)

(3) 他県議会の先進事例の調査（現地調査）の概要

宮城県議会及び岩手県議会の女性・若者参画推進に係る取組みについて、11月8日（水）から9日（木）までの期間で現地調査を行った。

宮城県議会においては、議会広報紙、議会ラウンジコンサート、旧姓及び通称使用の状況等について、岩手県議会においては、広報紙とテレビ広報の一体的な取組み、傍聴規則における年齢制限撤廃、旧姓及び通称使用の状況等について調査を行った。

特に、広報関係においては、宮城県議会では県議会だよりの新聞（地方紙及び全国紙）への掲載について、岩手県議会では広報紙やテレビ広報などの業務について、それぞれ多くの予算を投じて取組みを行っており、この度の調査により広報事業を充実していくことの重要性を改めて認識することができた。

以下、両県議会の主な取組みについて紹介する。

① 宮城県議会

- ・ 県議会だよりを定例会ごとに年4回発行するとともに、主要5紙（地方紙及び4全国紙）の1ページに掲載している。
- ・ 各定例会開会日の本会議前に、議会ラウンジでコンサートを実施している。（プロ・アマチュア、個人・団体問わず募集、謝金等の支払いなし）
- ・ 県議会に対する住民参加の促進に向けて、県民と宮城県議会議員との意見交換会等を年1回程度開催している。
- ・ 旧姓使用及び通称使用の規定をそれぞれ整備している。



【宮城県議会における現地調査の状況】

② 岩手県議会

- ・ 広報関係は、事業者の専門性を活用し効果的な広報を実施するため、広報紙やテレビ広報等の業務を事業者に一括委託している。
- ・ 県議会だよりを定例会ごとに年4回発行しており、質問と答弁の概要も掲載している。
- ・ 小学校5・6年生を対象とした「親子県議会教室」を実施し、県議会クイズや議事堂探検等により、県議会への理解・関心を高める取組みを行っている。
- ・ 令和6年度から、県内学校を対象とした「県議会出前講座」を3校程度実施する予定であり、1校当たり広報委員2名を派遣する予定である。
- ・ 傍聴規則における傍聴年齢制限を撤廃し、親子傍聴の環境を整備している。
- ・ 旧姓及び通称使用について先例で定めており、多数の使用実績がある。



【岩手県議会における現地調査の状況】

2 女性・若者参画推進の実現に向けた提言

(1) 広報・広聴事業等の充実

① 県民との意見交換の対象拡大、若い世代の意見・要望の吸い上げ

選挙権年齢の引下げを契機に若い世代に県議会に興味を持ってもらうため、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」を実施しているところであるが、20代、30代等の多様な層から意見を聞くことも重要であり、意見交換の対象を拡大していくことについて検討を進めていく必要がある。

また、若い世代への情報発信や意見聴取の手法として、SNSは有効であると考えられるが、発信主体や発信内容等に課題があると考えられるため、その活用については、十分な調査・研究が必要である。

② 県議会に対する理解を深めるための来訪機会の創出

県議会に対する関心を高め、理解を深める取組みとして、「県議会ギャラリー」の提供、「議場演奏会及び議会見学会」の実施等に取り組んでいるが、議会の傍聴など、議会への理解促進につながる行動に結びつけていくことをより一層進めていく観点から、代表質問や一般質問が行われた本会議後に議場を活用して生徒・学生の部活動や若い世代の活動を発表する場を設ける等、県民が議会に来訪し、理解を深める機会を創出していく方策について検討を進めていく必要がある。

③ 議会活動の発信

議会広報として、「県議会だより」、「県議会やまがた」、「県議会ナビ」等の広報紙や県議会ホームページにより、広く県民へ県議会の取組みを発信している。これらの取組みを進めるに当たっては、県議会の活動がより多くの県民の目に触れることができるよう、時代に合わせ多様な媒体を最大限に活用していく必要がある。また、県議会ホームページにおいては、更新頻度を上げ、さらなるアクセス数向上につなげていくことが望まれる。

本会議や予算特別委員会の中継については、録画による視聴が中心になるものと考えられ、より視聴される機会を増やしていくため、県議会ホームページへの掲載に加え、身近な媒体であるYouTubeに掲載することについて、技術面・費用面の調査・研究を進めていくことが望まれる。なお、現在の議会中継は、映像の画質が悪く、他の動画と比較して劣っていることから設備の更新が喫緊の課題と考える。

(2) 施設の受入環境及び女性議員等の活躍・参画推進に向けた環境の整備

①保育スペース等の確保

子どもを持つ女性議員の議会活動や子どもを連れた傍聴等、女性や若者の県議会への参画を推進するため、議事堂内に議員及び傍聴者が利用できる保育スペース等を整備すべきである。

なお、保育スペース等の整備に係る基本的な考え方について、保護者自身が子どもの世話を行うにあたり利用しやすいものとなるよう、子育て支援団体からの助言を踏まえ整理した。(別添2)

②議会に来ることが困難な場合のリモートの活用

地方自治法では、本会議における出席の要件として、現に議場にいることと解されている。

妊娠、出産、育児、介護等の理由や感染症等のまん延、災害発生等により本会議に出席することができない場合にも、デジタル技術を活用した本会議へのオンラインによる参加は、議会運営上大きなメリットになるものと考えられる。オンライン本会議の実現に向けた法整備を進めることについて、国に対して意見書を提出すべきである。(別添3)

③女性議員等の活躍推進に向けた環境整備

オンラインによっても出席が困難な事由のある議員、特に、妊娠や出産により出席が困難な女性議員の意思を表示する機会を確保するため、本会議の出席要件の緩和や多様な投票方法等の検討など、女性議員が活躍しやすい環境整備に向けた国会における議論を進めること及び地方議会についても同様の環境が整うよう法整備を進めることについて国に対して意見書を提出すべきである。(別添3)

④主権者としての意識向上による政治への参画推進

主権者教育として、県議会においては、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」や「県議会ナビ」等の取組みを実施している。また、県・市町村選挙管理委員会においては、学校での出前講座等を実施している。女性や若者など多様な人材の議会への参画推進を図るため、地方議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するとともに、地方における主権者教育の取組みに必要な財政支援を行うことについて国に対して意見書を提出すべきである。(別添3)

(3) 議員活動における配慮

①議員の欠席に関する規定の整備

本県議会の会議規則では、議員の欠席事由に、育児、介護及び産前産後期間を明示していない。現在でも育児等を理由とした欠席は認められているが、女性や若者、育児・介護に携わる者等の議会への参画を進めるためにも、会議規則に欠席事由を客観的に分かりやすく明示する必要がある。会議規則に規定がない都道府県議会はごく少数となっている状況に鑑み、早急に同規則を改正すべきである。
(別添4)

②議員の旧姓又は通称使用の規定の整備

本県議会では、議員の旧姓又は通称使用に係る規定を設けていないが、他県議会では、規定等を設けこれを認めているところもある。議員が議会活動を行ううえで、活動しやすい環境を整える観点から、議員の旧姓又は通称使用を認める規定を整備すべきである。(別添5)

③ハラスメント対策

議員活動を行ううえでのハラスメント防止については、社会全体で理解を進める必要があると考えられる。本県議会としても、ハラスメント防止に対する理解を深めるため、他県議会の取組みについて調査・研究を行うとともに、議員を対象とした研修を実施していく必要がある。

④現地調査における柔軟な対応

現地調査への委員の参加については、育児や介護等、委員個々の事情に応じた柔軟な対応が図られることについて議員間の共通理解が深められていくとともに、日数も含めた現地調査のあり方について調査・検討が進められることが望まれる。

3 その他

上記の提言項目以外にも、当会議の協議・検討の中では様々な意見が出された。これらの意見の中から、主なものについて記載する。

- 介助が必要な議員に対する配慮として、議場のバリアフリー化を進める必要がある。なお、この点については、令和4年度に設置された「議会機能強化検討会議」において整理されており、これを踏まえて取り組んでいくものと考えている。
- 女性議員が活動していくうえで、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消について、社会全体で取り組んでいく必要がある。
- 様々な主体や場面において、議員活動を分かりやすく紹介することや、議員を志望する方への相談窓口や議員活動を学ぶことができる場を設けることが女性や若者の政治参画を促す一つの方策と考える。

山形県議会女性・若者参画推進会議 委員名簿

座 長 榎 津 博 士 (自由民主党)

副座長 高 橋 啓 介 (県政クラブ)

委 員 江 口 暢 子 (県政クラブ)

委 員 阿 部 恭 平 (自由民主党)

委 員 鈴 木 学 (自由民主党)

委 員 伊 藤 香 織 (自由民主党)

委 員 今 野 美奈子 (県政クラブ)

委 員 遠 藤 寛 明 (自由民主党)

委 員 柴 田 正 人 (自由民主党)

保育スペース整備に係る子育て支援団体からの聞き取り

1 聞き取り日時等

日 時：令和5年10月31日（火）

場 所：子育てランドあ～べ（山形市七日町）

相手方：認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド

代表 野口 比呂美 氏

2 聞き取り内容

議会において保育スペースの整備を検討していることを説明のうえ、整備内容について助言を受けた。

(1) 保育スペース整備に係る助言内容

- ①床は水拭きできる、掃除がしやすい素材にした方がよい。また、ジョイントマットより防水性のある置畳がよい。
- ②授乳スペースと水回りは近くに配置した方がよい。
- ③パーティションは動くと危険なため、キャスターがないタイプがよい。
- ④子どもが遊ぶ際に危険なため、イス等は多く置かない方がよい。
- ⑤電気ポットを設置すると、調乳時に利用しやすい。
- ⑥おもちゃを1セット置いた方がよい。（ブロック、おままごと等）
- ⑦ベビーベッドを1台置いた方がよい。
- ⑧荷物を置ける棚、又は収納スペースがあると利用しやすいのではないか。
- ⑨保育スペース以外の用途にも使う場合は、通常は保育に必要なものを外しておき、保育スペースとしての利用の際に必要なものをセットすると、他の用途にも利用することができるのではないか。

(2) 保育スペース整備以外に係る助言内容

- ①臭気、衛生面等から、オムツ替えはトイレで行うことが望ましいので、トイレにオムツ替え用のスペースを設置した方がよい。
- ②保育スペースでは、保護者が子どもを世話するため、大人がトイレに行く際、子どもを一時的に座らせておくベビーチェアを設置した方がよい。

国への提案〔意見書の概要〕

提言に向けた協議・検討の過程において、国への提案が必要とされる項目については、意見書として取りまとめることとした。

1 オンライン本会議の実現及び産前産後の女性議員の表決権等の確保 について

人口減少に伴う社会活力の低下が懸念される中、女性活躍推進の取組みが進められている。地方議会では、議員のなり手不足とあわせ、女性議員の割合が低い状況となっている。女性議員は妊娠や出産により、本会議への出席が困難な場合が想定されるところ、産前産後期間における女性議員が本会議に出席することは、母子の健康・命にかかわるため、望ましくない。こうしたことが、出産・育児と議員活動の両立を妨げることとなり、女性議員のなり手不足や女性活躍の障害となっている。

議会運営上、委員会については、条例改正や設備環境を整備した上で、オンラインにより出席することが可能となったが、本会議については、地方自治法では本会議における出席の要件として、現に議場にいることが必要と解されており、本会議へのオンラインによる参加は出席とみなされない。

妊娠、出産、育児、介護等の理由や感染症等のまん延、災害発生等により本会議への出席が困難な場合においても、デジタル技術を活用したオンラインによる出席を可能とすることにより表決権等を行行使することができるようにすることは、議会運営上大きなメリットになるものと考えられる。

一方で、本会議へのオンラインによる出席が実現した場合でも、オンラインによっても出席が困難な事由のある議員、特に、妊娠や出産により出席が困難な女性議員については、体調面や入院先の病院の設備環境面でオンラインによる参加が難しいことが想定されることから、代理表決や代理投票等、オンライン以外の方法により表決権等を確保することが必要と考えられる。

よって、国においては、議会がその役割を十分に果たすことができるよう、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 本会議におけるオンラインによる出席が可能となるよう法整備を進めること。
- 2 本会議の出席要件の緩和や多様な投票方法等の検討など、女性議員が活躍しやすい環境整備に向けた国会における議論を進めるとともに、地方議会についても同様の環境が整うよう法整備を進めること。

2 主権者教育の一層の推進について

地方議会は、投票率の低下、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えており、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくためには、議会の重要な役割について将来の地方自治を担うこどもたちを含め、広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

このような中、令和5年に地方自治法が改正され、地方議会が地域の多様な民意を集約し、地方公共団体の重要な意思を決定すること、地方議会議員は住民の負託を受けて誠実にその職務を行うことなどが明文化され、地方議会に対する住民の関心を高め、理解を深める契機となっている。

国においては、地方自治体に対しアドバイザーを派遣する「主権者教育アドバイザー」制度を展開し、講演や出前授業により主権者教育の推進を図っている。

本県議会においては、若者が県議会を身近なものとして感じ、主権者として政治参加意識の醸成を図るため、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」や若者向け広報紙の発行などの取り組みを行っている。また、県・市町村選挙管理委員会においては、学校での出前講座等を実施し、主権者教育の取り組みを推進している。

しかしながら、主権者教育は学校をはじめ、家庭、地域など様々な場面で総合的かつ国民運動的に進めるべきものであるとともに、地域の実情を踏まえた取り組みが求められるものである。また、地方の財政状況により主権者教育の取り組みに差が生じることは望ましいことではなく、主権者教育の機会均等を図るためには、十分なる財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、地方議会に関する地方自治法改正を踏まえ、女性や若者など多様な人材の議会への参画推進を図るため、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。
- 2 地方における主権者教育の取り組みに必要な財政支援を行うこと。

山形県議会会議規則の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産、育児、介護その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 前項の規定において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【改正理由】 女性を含めた多様な層の住民が議会に参画しやすくなるための環境整備</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席事由の例示として「育児、介護」を追加 ・「事故」の文言を、「やむを得ない事由」に改正 ・産前産後期間を欠席事由として取扱うことについて、第2項を追加 </div>

山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、山形県議会議員（以下「議員」という。）が旧姓又は通称（以下「旧姓等」という。）を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旧姓 婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。
- (2) 通称 公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定による本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。

（承認）

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓等を使用することができるものとする。

（承認の申請）

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓等使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）

第5条 議長は、旧姓等の使用を承認したときは、旧姓等使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）

第6条 議員は、旧姓等の使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）

第7条 議長は、旧姓等の使用を承認したとき又は旧姓等使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）

第8条 議員は、旧姓等の使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

（一般選挙後の特例）

第9条 一般選挙後において議長が選出されていないときは、第3条から第7条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と、第7条の規定中「議会運営委員会」とあるのは「世話人会」と読み替えるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 履歴に関する届出書類
- 2 身分に関する証明書類
- 3 辞職願
- 4 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類
- 5 源泉徴収票の名義
- 6 団体傷害補償制度加入申請書
- 7 健康診断関係書類
- 8 海外渡航関係書類
- 9 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書
- 10 在職証明書等各種証明書
- 11 叙勲等表彰の申請書類
- 12 その他、旧姓等の使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの

様式第1号（第4条関係）

旧 姓 等 使 用 承 認 申 請 書

年 月 日

山形県議会議長・山形県議会事務局長 殿

(ふりがな)
議員氏名

山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱に基づき、下記のとおり旧姓・通称を使用したいので、申請します。

記

1 使用する旧姓・通称
ふりがな

※以下、旧姓使用の場合のみ記載すること。

2 改姓した年月日 年 月 日

※必要に応じて、不要な部分を削除すること。

様式第2号（第5条関係）

旧 姓 等 使 用 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

山形県議会議長・山形県議会事務局長

年 月 日付けで申請のありました旧姓・通称の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

ふりがな
承認した旧姓・通称

※必要に応じて、不要な部分を削除すること。

様式第3号（第6条関係）

旧 姓 等 使 用 中 止 届

年 月 日

山形県議会議長・山形県議会事務局長 殿

議員氏名

山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱に基づき、下記のとおり旧姓・通称の使用を中止したので、届けます。

記

- 1 使用を中止する旧姓・通称
- 2 使用を中止する事由

※必要に応じて、不要な部分を削除すること。